

鳥取大学と鳥取県の連携に関する協定書

国立大学法人 鳥取大学（以下「甲」という。）と鳥取県（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙の相互の緊密な連携と協力により、地域の課題に適切に対応し、個性ある豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携し、及び協力する。

- (1) 甲の行う教育・研究及び地域貢献事業に関すること
- (2) 乙の行う地域社会の活性化、産業の振興、地域医療の充実、教育・文化の振興及び人材の育成に関すること
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から起算して1年とする。

2 この協定の有効期間の満了の日の1月前までに、いずれの当事者からも更新しない旨の意思表示がなされないときは、この協定の有効期間は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（その他）

第4条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、甲及び乙が別途協議して定めるものとする。

この協定の証として本協定書を2通作成し、両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年1月21日

甲 鳥取市湖山町南四丁目101番地

国立大学法人 鳥取大学

学長 能勢 隆之 ⑩

乙 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県

知事 平井 伸治 ⑩